

医療法人かたひざこしのクリニック

福山かた・ひざ・こしのクリニック

(介護予防)通所リハビリテーション

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人かたひざこしのクリニック（以下、「運営法人」という。）が開設する 福山かた・ひざこしのクリニック（以下、「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師及び准看護師等の看護職員、介護職員、管理栄養士または栄養士、調理職員（以下、「従事者」という。）が、当該事業所において適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション「以下、「通所リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 福山かた・ひざ・こしのクリニック
- ② 所在地 広島県福山市大字新湯野 74-5

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従事者に法令及びこの規程

を遵守させるため必要な命令を行う。

② 医師 1名以上

利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的な対応及び必要に応じて事業所の従事者に指示を行う。

③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2名以上

医師や看護職等と共同して（介護予防）通所リハビリテーション計画書を作成すると共に、計画されたリハビリテーションを提供し、状況に応じて利用者及びご家族に助言や指導を行う。

④ 看護職員 1名以上

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を実施し、利用者の体調管理を図る。また、多職種と連携して（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護サービスを行う。

⑤ 介護職員 4名以上

日常生活（サービス提供時含む）において必要な身の回りの世話などの介護を実施する。また、多職種と連携し、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

⑥ 管理栄養士 1名以上

利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事を提供し栄養状態の管理（栄養マネジメント）を実施し、必要に応じて栄養に関する助言や指導を行う。

⑦ 調理職員 2名以上

管理栄養士の栄養管理のもと、利用者の状態に合わせた食事の調理提供を行う。

⑧ 事務職員 1名以上

介護報酬の請求に関わる業務及び自己負担に係る利用料等の管理、電話対応などを行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日：月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 ※祝日は休業日

※ただし、盆（8/13～8/15）及び年末年始（12/29～1/3）は除く。その他、診療所の休日に準ずる

② 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ サービス提供時間：

1 単位目として午前9時00分から午後3時30分までの6時間30分

2 単位目として午前9時00分から午前11時30分までの2時間30分

3 単位目として午後1時00分から午後3時30分までの2時間30分

（通所リハビリテーション等の利用定員）

第6条 通所リハビリテーション等の利用定員は

1 単位 32 名

2 単位 8 名

3 単位 8 名

とする。2 単位及び3 単位は1～2 時間の提供

(通所リハビリテーション等の利用料及び内容)

第 7 条 通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとし、通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料は厚生労働省が定めた介護報酬の告知上の額とし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ①健康チェック | ：体温・血圧・脈拍の測定等 |
| ②入浴 | ：入浴介助や見守り |
| ③アクティビティ | ：集団リハビリテーション活動や机上作業等 |
| ④食事 | ：昼食等の提供 |
| ⑤リハビリテーション | ：個別での日常生活動作練習、歩行練習、身体機能向上練習等 |
| ⑥栄養改善及び口腔機能向上 | ：栄養状態・口腔機能の評価や助言、アドバイス等 |
| ⑦リハビリマネジメント | ：利用者やその家族に対する日常生活上で必要な指導や助言等 |
| ⑧送迎 | ：利用者のご自宅等から本事業所までの送迎 |
| ⑨その他 | ：その他、日常生活やサービス提供上必要な介助や世話等 |

2 利用者が入浴室及び機能訓練室を利用する場合は、従事者の立ち合いのもとで使用する。なお、体調が思わしくない場合にはその旨に従事者に申し出ること。

3 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション等に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 20 円を徴収する。

4 食事代は食材料費と調理費相当分として一律 880 円を徴収する。

5 おむつ・尿取りパッド代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書（重要事項説明書）に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の実施地域は、福山市(地域包括支援センター担当地区における西南部及び水呑を除く) 神石高原町・府中市(上下町を除く)・井原市

※概ね車移動片道 30 分圏内

(サービス及び施設利用に当たっての留意事項)

第 9 条 通所リハビリテーション等及び施設利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

- ① 飲酒・喫煙は施設敷地内禁止とする。
- ② 設備・備品を利用する際は事業所の従事者の許可を得て使用すること。使用にあたっては本来の使用方法に従うこととし、これに反した使用方法により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- ③ サービス利用に際し金銭及び貴重品等の持ち込みは原則として禁止とする。やむを得ない事情がある場合においては自己管理とし、紛失やトラブルに関して運営法人や事業者は一切の責任は負いかねることとする。

- ④ サービス提供時間内の医療機関への受診は原則禁止とする。但し、身体症状の急変や事故等で生命の危険があるなど、緊急やむを得ない場合には医師の指示に従うものとする。
- ⑤ 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- ⑥ 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- ⑦ ペットの持ち込みは禁止する。
- ⑧ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条 事業所の従事者は、利用者に対するサービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに事業所の医師及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。利用者の状況により、救急搬送等の必要な措置も講ずる。

（衛生管理等）

第 11 条 事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行わなければならない。

2 感染症が発生または蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

（非常災害対策）

第 12 条 事業所は、消防法施行規則 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき防災計画を作成し、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者および火元責任者は事業所管理者代行を当てる。
- （2） 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- （3） 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- （4） 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- （5） 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- （6） 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・ 年 1 回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・ 年 1 回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・ 随時
- （7） 防災管理者は、従業者に対して防災教育、防災訓練を実施する。
 - ① 防災教育及び基本訓練（通報・避難）・・・・・・・ 年 1 回以上
 - ② 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・ 随時
- （8） その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（苦情に対する対応方針）

第 13 条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 提供した事業に関し、市町村が行う文書の提出若しくは提示または質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関しての調査協力をするとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、その内容に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第 14 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置、対応について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第 15 条 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止のための措置）

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他、虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 17 条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

2 従事者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この運営規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。